

**1 これまでのセンター運営の基本的な考え方、運営方針について****横浜市中部地域療育センター運営方針**

親子支援、家族支援、地域支援を療育の基本と考えます。そして、公正、公平、有用な地域療育を目指します。

- ・療育内容を十分に説明し、その了解の上で、利用者の選択と自己決定を尊重します。
- ・利用者の安全に配慮し、安心な療育を提供します。
- ・利用者の暮らす地域に出向き、保育所、幼稚園、学校、地域活動ホームなどとの連携をとりながら、利用者とその家族の地域での生活を支援します。
- ・療育の専門職として、現状に満足することなく絶えず技術の向上を心がけます。さらに、職員間の連携を大切にし、療育センター全体の質を高めます。
- ・横浜市民に支えられている療育センターとして、効率良い運営(環境整備及び資源保護)にも配慮します。
- ・運営協議会などの第三者の指摘を真摯に受け止め、療育センターの運営の改善を絶えず図ります。

**2 重点的に取り組んできた事項について****(1)早期療育(2-3歳児対象の外来療育)**

3-5歳児を対象とした通園療育及び児童発達支援事業所に加え、2-3歳児から早期療育を充実し併せて保護者の支援に力を入れています。更なる療育体制強化のため、保育所・幼稚園との併用利用児への直接支援の場を増設し、療育サービスを有機的、かつ機能的とするべく検討を重ねています。

**(2)早期の支援開始に向けた相談業務の抜本的な改革**

初診前からの支援提供実施のため、ひろば事業、心理士による個別相談、短期間での集団療育等、早期に支援ができる体制づくりを行っています。

**(3)家庭状況や社会の変化に対応したアウトリーチの取り組み（保育所・幼稚園への支援）**

保育所・幼稚園での課題に焦点を当てた「巡回訪問」、直接・個別支援「保育所等訪問支援」を行なっています。また、早期療育利用児向けの個別巡回も開始し多職種が連動した支援を目指しています。

**(4)医療的ケアが必要な子どもに関する体制整備**

医療的ケア児が安心・安全な療育が受けられるよう、定期ミーティングを行い、保護者からの情報や主治医の意見を基に方針を決定しています。所長、園長、保護者が話し合い、通園の開始とする体制を整えています。

**(5)効果が実証されている心理学的アプローチを導入**

多様性・複雑化した社会で発達の問題を抱える子どもとその家族を対象に、メンタルヘルス支援(効果が実証されている心理学的アプローチを横浜市内の療育センターで唯一)を実施しています。

**(6)質の高い療育指導を行うための人材育成**

最先端の TEACCH アプローチによる療育理論および多職種チームによる事例検討体験(46 名参加)、指導技術「コーチング」の研修(31 名参加)等を行い、スタッフの資質向上を図っています。

取組状況を記入願います。

項目	取組状況
1 利用者からの苦情・要望を受け入れるための仕組み・工夫	<p>(1) 苦情解決制度(第三者委員)        ・所内掲示の他、通園及び発達障害児通所支援利用者には、重要事項説明の際に書面と共に案内しております。また、家族研修室には苦情申し立て等の手引書を置いております。</p> <p>(2) 現定期間中の苦情解決制度利用件数        ・第三者委員への通報による職員の対応に関する改善要望が1件。        当該第三者委員と協議し、即時にセンター苦情受付担当より謝罪と改善対策をお示しし、ご理解を頂きました。その後、職員、部署指導及び研修を行いました。</p> <p>(3) 苦情解決制度(第三者委員)以外の仕組み・工夫        ・施設、法人本部職員と第三者委員から成る苦情解決委員会を設置し、情報の共有を図るようにしており、センター内掲示板に苦情連絡先の掲示、ご意見箱を設置しております。また、苦情連絡を頂いた際に、全職員が対応出来、内容がセンター内に周知されるように対応フローを準備しております。</p>
2 支援計画、個別支援計画の作成	<p>(1) 支援計画(外来療育部門)        ①作成の対象児童:新規外来利用児全員        ②計画の概要(項目):下記4項目について、個々の子どもの能力やご家族のニーズを鑑みて検討・実施        1)診療予定 2)各科(心理・言語・PT・OT)の支援実施内容と今後の支援内容、目的、頻度、時期 3)療育グループの開始時期、支援内容、目的 4)担当者及び責任者氏名        ③計画見直しの時期・頻度:子どもの状況により適宜        ④計画作成までの過程(手順):診療、評価後に、センター内処遇検討会議にて作成し、次の診療にて保護者へ文書で提示しています。</p> <p>(2) 個別支援計画(児童発達支援部門)        ①対象児童:児童発達支援い契約している全園児        ②計画項目:基本的生活習慣・コミュニケーション(理解、表出、対人)・遊び・運動感覚・保育場面・情緒、行動、他・地域支援        ③見直し時期・頻度:6月現在の様子と前期目標設定・10月目標振り返りと後期目標設定・2月目標振り返りと年度まとめ        ④計画作成までの過程:保護者のニーズ確認→子どもの評価→保護者ニーズとのすり合わせ→目標設定</p>
3 地域・関係機関との情報交換、意見交換の機会の設定	<p>(1) 運営協議会        利用者及び関係者さらに地域の方々にご参加いただき、療育サービスなどの事業内容及び地域との関係のあり方など、地域療育センターの運営に関する事について意見交換や協議検討をいただく機会として、年2回開催しています。令和4年度は、7月1日と2月10日に開催しました。</p> <p>(2) その他        ・各区自立支援協議会関連会議 24回        ・横浜市推進会議・連絡会等 18回        ・福祉保健センター等各区関連会議 15回        ・地域の民間事業所との連絡会 10回        ・教育関係機関との会議 9回        ・個別支援会議、ケースカンファレンス 9回</p>

取組状況を記入願います。

項目	取組状況
4 実習生、研修生、ボランティアの受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の実績           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)実習生(単位取得のための学生等)の受け入れ               <ul style="list-style-type: none"> <li>①診療・相談部門 横浜市大医学部 2名 × 5日間</li> <li>②児童発達支援部門 ・保育士5名 × 10日間 ・社会福祉士1名 × 25日間</li> <li>③心理部門 大正大学大学院 1名 × 21日間</li> </ul> </li> <li>(2)研修生(他施設職員等)の受け入れ 施設見学者対応 5回 12人</li> <li>(3)ボランティアの受け入れ               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育・プールボランティア:0名(新型コロナウイルスの影響で実施なし)</li> <li>・教材ボランティア:2名 (玩具修理 11回 ・ 教材作成 2回)</li> <li>・弟妹ボランティア(有償):0名(対象者なし)</li> </ul> </li> <li>(4)受け入れのあたっての対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習生・研修生については、受け入れ部署での対応。受け入れ人数の多い通園課では、継続して実施する大学を優先している。受け入れマニュアルをもとに対応している。</li> <li>・ボランティアについては、応募があった場合は電話にて希望主旨確認・来所いただきセンター・ボランティアについて説明と所内見学・体験実施・双方の意向が一致して活動開始。</li> </ul> </li> <li>(5)受け入れの制限、配慮事項など               <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター利用者への不利益にならないかどうか判断し受け入れている。ボランティアについては、単発・短期間はお断りし、定期的に継続できる方の受け入れを行う。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
5 センターに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの案内等に関する情報提供(ホームページ掲載等)の取組状況 法人ホームページ内のセンターページにおいて事業概要、第三者評価、自己評価の公表。センターFacebookによる情報発信、YouTubeに勉強会動画コンテンツを配信し当センター及び療育に関する情報提供をしております。</li> </ul>
6 建物・設備等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理に当たって留意している点 日常の建物設備点検保守は外部ビル管理業者により行っています。月に一度管理業者とミーティングを行い、状況の確認、センターで行う日常点検や簡易メンテナンス方法のレクチャー等を実施。全てを管理業者任せにならないようにしております。また、点検不具合事項等は運営に支障が出ない様、状況を管理し修繕計画を立てております。横浜市よりの指示による定例報告時以外でも重要案件については隨時横浜市と情報共有をしております。</li> </ul>
7 災害発生時の対応に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの作成等の取組状況 火災や地震、水害等の災害別マニュアルを作成しております。本年度は社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定を行っており、現状のマニュアルとの繋がりを意識しながら、策定を進めております。</li> <li>・BCP、マニュアル等は職員主体の防災委員会で作成しており、「現場の声を重視した実効性のある」を意識し作成しております。また、全体避難訓練を年2回、通園施設避難訓練を年12回実施しており、消防署職員による防災設備等講習も隔年で実施しております。</li> </ul>

取組状況を記入願います。

項目	取組状況
8 事故防止に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒヤリハット事例の共有化、マニュアル又はチェックリストの作成等の取組状況</li> <li>・「緊急時マニュアル」を備え、ケガや事故等の対応を決めています。利用者に対して危険な場面があった場合、ヒヤリハット報告を記入し、すぐに部署内で共有します。</li> <li>・センター全体にも月2回の会議(管理職と各主任が参加)で情報を共有しています。年に2回各部署で発生したヒヤリハットを分析し、今後に向けた方策をまとめています。</li> <li>・保護者にも園庭等の事故が起こりやすい場所を資料にまとめ、新年度に注意喚起を行っています。</li> <li>・園庭遊具については年に1度遊具メーカーに安全点検の実施を依頼しています。</li> </ul>
9 感染症対策に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの作成、予防策の取組状況 「感染症予防マニュアル」を備え、タオルなどの日常使用するものの取扱いから嘔吐物の処理方法まで確認できるようにするとともに、ノロウイルス等感染性胃腸炎の対応のため、嘔吐物処理の方法を職員全体実務研修として毎年実施し、再確認しています。</li> <li>また、「注意する感染症」に関する事項を改訂し、通園のしおりに記載し利用者にも周知を図っております。集団療育で感染症が発生した際には、保護者やセンター全体に通知し、注意喚起しています。本年度は社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定を行っており、災害対応同様職員主体の安全衛生委員会で策定を進めております。</li> </ul>
10 食物アレルギーに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの作成、対象児童への対応状況</li> <li>・「食物アレルギーを持つ児への対応について」のマニュアルに基づいて対応しています。初診時をはじめ、新規利用者会議、早期療育科入会時、通園入園時などさまざまな場面で対象児を把握しています。</li> <li>・給食提供にあたっては、除去食等の対応が必要かを会議で話し合い決定します。その後、保護者・クラスとの確認、提供時には給食室・配膳前に指さし確認を行い、誤食がないようにしています。クラス内では、クラス活動内容や子どもの食事前後の動線も配慮しています。</li> <li>・万が一事故が起きた場合の対応のシミュレーションを行っています。</li> </ul>
11 医療的ケア児についての取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施している対応、工夫等</li> <li>・SWのインテークの段階から聞き取りを行っています。センターの医師の診療で医ケアの内容を確認し、PTOT等の個別訓練につながります。グループ療育開始時には、担当主治医に意見書を求め、日常的に必要な対応や緊急時対応を確認します。</li> <li>・医療ケア会議でセンター内集団療育で可能な対応を確認し、所長(医師)の診療で対応について保護者に確認を行っています。リスク対応として、例えば気管切開カニューレが抜管した場合の対応をシミュレーションする等して安全に保育ができるように備えています。</li> </ul>
12 個人情報の保護に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の取扱いに関する具体的な取組 法人の個人情報保護関連規程を基本に管理を行っております。個人情報は施錠できる箇所への保管を徹底、電子情報については外部ネットワークとの間にセキュリティシステム(Beat Box)を備え、情報漏洩及び外部からの侵入防止等への強固なセキュリティ対策を講じています。また、外部へ個人情報を含む書類を発送する際はダブルチェックを徹底し、誤発送を防いでいます。</li> <li>・令和4年度の研修実施状況(時期、対象職員) 5月に新入職員及び異動者に対し個人情報保護法及び法人規程研修を実施、7月、8月法人作成の情報セキュリティ研修動画を視聴(全職員)</li> </ul>

取組状況を記入願います。

項目	取組状況
13 保護者を対象とした勉強会等の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の実施状況(時期、対象者、テーマ)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)外来診療部門</li> <li>・心理家族勉強会（センター利用者）               <ul style="list-style-type: none"> <li>①「発達障害とは」「生活の工夫」「困った行動について」通年3クール</li> <li>②所長の講演「学齢期の発達障害」10月</li> <li>③先輩保護者の講演「先輩保護者に聞いてみよう！」2月</li> </ul> </li> <li>・コミュニケーション勉強会とワーク(早期グループ参加者) 10月～2月 計6回</li> </ul> </li> <li>(2)相談部門           <ul style="list-style-type: none"> <li>・進路、卒後にについて(児童発達支援、外来グループ利用者) 31回</li> <li>・児童発達支援利用に関する説明会(利用希望者) 8回</li> <li>・制度、社会資源について(児童発達支援、外来グループ利用者) 8回</li> <li>・発達、療育について(外来グループ、各区親子教室利用者) 5回</li> <li>・グループワーク(外来グループ利用者) 2回</li> </ul> </li> <li>(3)児童発達支援センター部門           <ul style="list-style-type: none"> <li>親子通園:主任勉強会・クラス懇談会・言語勉強会・経験交流会・PT勉強会・OT勉強会・進路勉強会・心理勉強会</li> <li>単独週5日:主任勉強会・クラス懇談会・言語勉強会・経験交流会・PT勉強会・就学向け勉強会・小グループ活動(尺度・着替え・日程・プロフィールシート作成)・録画懇談会</li> <li>単独併行通園:クラス懇談会・OT、ST勉強会・経験交流会・進路勉強会</li> </ul> </li> <li>(4)発達障害児通所児園事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会 36回(同日に保育参観を24回実施)</li> <li>・勉強会 1クラス7回×4クラス=28回／年               <ul style="list-style-type: none"> <li>5月 特性の理解と対応 7月 保育内容について</li> <li>9月 就学に向け 11月 就学後の支援について</li> <li>12月 サポートブックの作成</li> <li>OTによる日常生活動作・不器用さ等の勉強会 2回／年</li> </ul> </li> <li>(5)Webによる勉強会               <ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの発達の考え方」「聞こえと聴力検査」「発音の発達」「コミュニケーションと言葉の発達」「手帳」「手当」「社会資源」</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
14 保護者支援(きょうだい児の預かり等の支援を含む)の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弟妹児預かりについて</li> <li>・保育場所の確保・保育職員の確保の2点について現在調整中です。</li> <li>・場所の確保については、建物同居施設の清水ヶ丘地域ケアプラザの部屋の共催利用を検討し、市及び運営団体と調整しております。また、地域保育園等にも場所の提供依頼をしております。</li> <li>・保育を担当する職員の確保や運営手法は、場所の調整状況を確認しつつ、市や法人本部と調整を進めます。なお、保育所の預かりが困難な1歳未満児の預かりは、現在のところ教材室を利用して有償ボランティアで行っています。</li> </ul>
15 支援の一貫性、職員の連携を確保するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修欄を参照</li> </ul>
16 療育に関する施策の提言、市の施策への協力等の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市主催の地域療育センターあり方検討会への参画</li> <li>・横浜市発達障害検討委員会、社会教育委員会、学齢後期支援事業委員会の委員(所長)</li> <li>・教育機関、親の会等から依頼された講演会(所長)</li> </ul>

※必要に応じて適宜ページを追加してください。

**1. 令和4年度に実施した研修（法人で統一的に実施したもの）について****(1) 人権に関する研修（内容、参加人数等）**

## ① 障がい者虐待防止法研修（全職員、医師等一部非常勤除く）

全国手をつなぐ育成会連合会、又村あおい氏の動画視聴し、気づいたこと等のアンケートを実施、センター全体で共有しました。

## ② 身体拘束等適正化について

虐待防止委員会が、身体拘束等に該当する事例が無いかを各科報告より取りまとめ、事例検討を行い、センター内の認識共有を行いました。

**(2) 専門性の向上を目的とした研修（内容、参加人数等）**

## ① 専門部会の設置(各専門職職員)

法人内各事業所同職種単位で情報の共有や研鑽を行う場を設けています(各職種 11 部会、月 1 回程度開催)部会によって、他法人同職種との情報交換も行っています。

## ② 所長による ASD の特性の理解についての研修（46 名参加）

講義後、実際の通園児に対しての具体的な支援方法を心理評価やクラス活動のビデオを活用し、グループディスカッションで検討を行いました。

## ③ 「教材」「PECS(絵カード交換式コミュニケーションシステム)」研修（対象 単独週 5 日通園職員）

## ④ その他所長による専門研修(以下、令和4年度実績)。

- ・「TEACCH®アプローチの研修(講義と事例検討ワークショップ)」(多職種職員)

- ・「CAREワークショップ」(早期療育および心理職員)

- ・「自閉スペクトラム症への性教育」(早期療育および心理職員)

- ・「発達障害の本人告知と自己認知支援」(新人職員)

- ・「自閉スペクトラム症の学習スタイルと氷山モデル」(新人職員)

- ・「本人への告知と自己理解」、「学齢期の発達障害」(療育センター利用の保護者)

**(3) その他の研修（内容、参加人数等）**

## ① 所長によるコーチング研修（中堅職員対象、31 名参加）

人材育成研修。職員の強みを認めて信頼関係の構築～職員の自発性を引き出し、肯定的に指導する方略を学ぶ機会を提供（計 5 回のシリーズ、多職種のグループワークを含む）

## ② 階層別研修

- ・センター内新人、異動者向け研修…新入職員、異動者へ各職種の業務を説明（毎年 12～14 回）

- ・法人主催新人研修、中堅研修、主任研修…各階層職員向けに年 1 回（2 日間）開催

- ・法人職員全体研修（毎年度）…令和 4 年度、本田秀夫医師（信州大学）による「自閉スペクトラム症」の講演会

## ③ その他

- ・令和4年度「第6回発達障害者支援フォーラム」（法人主催の外部向けイベント）の職員向け WEB 公開

- ・「発達障害懇話会」にて瀬口康昌医師の講演「自閉スペクトラム症の子どもの育ちを考える」

## 2 これまでの人材育成、研修計画の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

### (1)これまでの人材育成

#### ①「人材育成委員会」の設置

センター内職員(6名前後)で構成し、全体研修、新人異動者研修を中心に、「人間力の育成」を目標に研修を企画運営しています。研修後参加者アンケートをとり、委員会での振り返り、職員へフィードバックを行っています。また、委員会運営を職員中心で行うことにより、組織の課題などを職員が考え、改善へ向ける機会としての効果も期待しています。

・全体研修テーマ：「令和2年度 Zoomを使ってみよう」、「令和3年度 このメンバーで〇〇やってみよう！！」

※ グループワーク、コミュニケーションを重視した内容としています。

・新人異動者研修テーマ：虐待防止、防災、個人情報保護、各職種の業務内容、利用者の特性、等

※ 日常業務の中で課題となる事柄に沿った内容としています。

#### 横浜市中部療育センター人材育成委員会の目的

1. 療育センターが目指す理念にのっとり、個々の職員の「専門力、総合力、人間力」を育てるために、現在ある研修を整理し、新たに必要な研修を企画・実行する。 = システムとしての育成
2. 個々の職員が自己理解を深め、さらに、職員同士の相互理解を深めることにより、より良い療育サービスに繋げるようにする。 = 自己理解と相互理解によるチームワークの育成

#### ②「専門的研修」の実施

令和3年度より、所長自らを講師として、エビデンスに基づく専門的な研修を継続的に企画実施しています。

『講義による知識の向上』 + 『事例検討ワークによる多職種連携の意識向上』を目的としています。

#### ③ 法人内で専門性の均てん化【法人全体】

「専門部会」は、法人が運営する各施設を横断的に、職種ごとの専門性を深めた研修を行っています。

各施設の事例検討や情報共有を図り、各々の技術向上を目的としています。

#### ④ 人事評価制度【法人全体】

平成25年度より人事評価制度を導入。職員個々が期初に所属長と個人の目標を共有。年度末に進捗状況を確認して自己評価後、所属長面談にて振り返りを行い、職員の自己実現と組織力強化を推進しています。

また、管理職向け研修を毎年度実施し、評価ポイントの確認や「評価制度の検証」を行っています。

### (2)特に力点を置いてきた事項

- ・ 中部センターとして行う研修は、現場職員の人材育成委員会が企画した研修、所長を始め管理職が企画した専門的研修という、2つの視点で構成されています。いずれも、研修を通じて一つの事象を多角的な視点から捉え、学んだことを積極的に専門分野、現場での療育に活かすことができる人材の育成を目標としています。
- ・ 専門職が多く閉鎖的になりがちな職場ですが、今後の業務体系も考慮し、意識的に多職種交流を研修の企画段階などから取り入れることで、専門性のスキルアップだけではなく、職員間の相互交流の場としても活用できるようになりました。今後もこうした取り組みを進めたいと考えています。

職員からは「他部署の人と話す機会が持て、業務内でも連携しやすくなった」という意見が多く出ています。

**1 診療に関する令和4年度の取組の概要（診察、訓練指導、外来グループ）について****診療室 :**

- ・受診者増加に伴い外来枠（初診 50～60 分、再診は 30 分程度）を調整しました。
- ・緊急性のある相談に対しては随時、診療枠を確保しています。
- ・医師による健康チェックと感染症対策の徹底、来所した児童と家族全員を対象に行いました。
- ・診断および助言、本人への告知や認知行動療法、メンタルヘルス支援、診断書・意見書作成、他機関連携を徹底して実施しました。
- ・近隣の医療機関・横浜市小児科医会との連携を強化しました。

**理学療法(PT)**

- ・診療から迅速に PT 評価・OT と指導場面を共有した複合的アプローチを行いました。
- ・グループ指導での個別指導・プールでの個別指導・補装具診察を実施しました
- ・アウトリーチによる支援・定期的勉強会を行いました。

**作業療法(OT)**

- ・診察から迅速に OT 評価・新患枠（最大月 24 枠）を確保しました。
- ・早期、通園の療育や給食場面への指導協力、多職種との連携を徹底しました。
- ・保育所等訪問支援事業でのアウトリーチ支援（SW との協働支援）行いました。

**言語聴覚療法(ST)**

- ・聴覚障害や言語障害の評価、相談とスタッフとの情報共有を実施しました。
- ・必要時には、定期個別指導（月 1 回以上）、経過観察と助言（2～6か月毎）を行いました。
- ・難聴、吃音、年長の構音障害児への迅速な対応をしました。
- ・保護者勉強会、就学時に通級へ引継ぎ、動画配信による啓発、他機関の ST との連携と情報共有をしました。

**心理療法**

- ・心理評価を年間 721 名、発達/知能検査に加え、Vineland-II 適応行動尺度や LD 児の評価を導入しました。
- ・保護者勉強会をのべ 163 名、動画配信による啓発も行いました。
- ・個別フォローを 265 名に実施、ASD 幼児に対する新しい支援技法（JASPER プログラム）を実践しました。
- ・メンタルヘルス事業、通園や外部機関へのコンサルテーションを行い、一次支援事業へ参加もしました。

**早期療育科**

- ・利用児と家族が最初の療育として、週 1 回の親子集団療育（より早期からの介入・2～3歳児）行いました。
- ・集団あるいは個別のプログラム、評価や具体的な対応を助言しました。
- ・メンタルヘルス支援：エビデンスに基づく心理教育や質の高いプログラムを心理士と協働で行いました。
- ・所長と心理士が保護者勉強会を 6 回シリーズで開催し、エビデンスに基づいた質の高い療育指導方略を紹介し、ロールプレイも取り入れて具体的な学びを展開しました。

## 2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

### 診療室

- ・児童や家族への障害受容、メンタルヘルス、外部機関との連携を包括した、質の高い診療相談を目指します。
- ・療育での事故防止と迅速な対応を徹底しています。
- ・感染症の蔓延防止：「感染症マニュアル」を隨時改変し、啓発指導を行っています。
- ・「食物アレルギーへの対応」「事故防止」「導尿・喀痰吸引、酸素投与、痙攣管理などの医療的ケア」「胃瘻からの食物注入」など様々な医療的対応マニュアルをスタッフおよび保護者が共有します。

### 理学療法(PT)

- ・地域における生活の質を高めるための支援を大切にしています。
- ・家族と職員向けの定期的勉強会：運動障害への理解と指導技術の啓発を行っています。
- ・個別指導、特に学齢児指導の拡充（指導全体の40%を占める）、OTと協働でグループ指導を行っています。
- ・保育所等訪問支援事業でのアウトリーチ支援にも参加しています。

### 作業療法(OT)

- ・新患枠の拡大し、迅速にOT評価・指導することを重要視しています。学齢児の評価・助言も行います。
- ・早期および通園療育での協働支援：療育指導の一貫性を図り、給食場面での摂食指導を協力しています。
- ・保育所等訪問支援事業でのアウトリーチ支援を行っています。
- ・保護者向け勉強会：「不器用」「感覚統合」などの知識や技術の情報提供を行っています。

### 言語聴覚療法(ST)

- ・難聴児、吃音児、構音障害児への対応を積極的に指導しています。
- ・利用者のニーズに応えた指導枠の確保を維持しています。
- ・教育機関で指導を受けていない学齢児への指導・フォロー・学校との連携が重要と考えています。
- ・学齢児の読み書き評価の実施と対応の助言、ST評価全体の13%を占めています。

### 心理療法

- ・センター利用児童と保護者への柔軟なサービスの展開を基本としています。
- ・早期療育の待機児と家族への対策：保護者勉強会プログラムを実施します。
- ・診療までの待機期間における個別相談の計画・導入しています。
- ・個別フォローの対象年齢の枠を廃止し、すべての年齢層（乳幼児～学齢児）の相談に応えます。
- ・アウトリーチ支援：保育所等訪問支援事業、幼保への巡回訪問、学校支援事業に出向き、地域で連携します。

### 早期療育科

- ・早期療育の導入に欠かせない、保育と診療、他部門との多職種連携を重視しています。
- ・家族が子どもの状態を客観的に理解し、子どもに合わせた子育てができるように支援しています。
- ・日々の療育での支援、文書での児童の様子や工夫などを助言しています。
- ・個人面談や懇談会、多職種スタッフによる勉強会：子育ての工夫・地域資源・進路の情報を提供しています。
- ・育児の不安・子育ての困難・保護者自身の悩みに対して、メンタルヘルス支援と連携しています。
- ・多様なニーズに応え、主体的子育てと療育指導の意思決定を支援、グループ編成や個別的配慮をします。

※本様式（A4判両面）1枚で作成してください。

(様式 7)

事業実績調書（児童発達支援センター（通園部門）  
の運営）

センター名

中部地域療育センター

**1 児童発達支援センター（通園部門）の運営に関する令和4年度の取組の概要**

**(クラス編成、通園形態、プログラム、指導室の設定等)について**

**(1) クラス編成・通園形態**

児童発達支援と医療型児童発達支援を一体で運営し、概ね3歳児を親子通園、4・5歳児を単独通園としています。それぞれの通園は子どもの障害特性や安全に配慮したクラス編成となっており、肢体不自由・重度重複障害児も単独通園を1~2年経験しています。

通園形態	クラス名	定員	担任	歳児	登園日	対象（契約形態）
第1青い鳥 (親子通園)	さくら	9	3	3	週1日 月	児童発達支援
	つばさ	9	3	3	週2日 火・木	医療型・児童
	ひかり	9	2	3	週2日 水・金	医療型・児童
第2青い鳥 (単独通園)	そら	6	3	4・5	週5日	医療型・児童
	にじ	9	3	4・5		児童発達支援
	ほし	9	3	4・5		児童発達支援
	かぜ	9	3	4・5		児童発達支援
第3青い鳥 (単独併行通園)	わかば1	9	3	5	週1日 月	児童発達支援
	わかば2	9	3	4	週1日 火	児童発達支援
	わかば3	9	3	4	週1日 水	児童発達支援
	わかば4	9	3	4	週1日 木	児童発達支援
	わかば5	9	3	4	週1日 金	児童発達支援

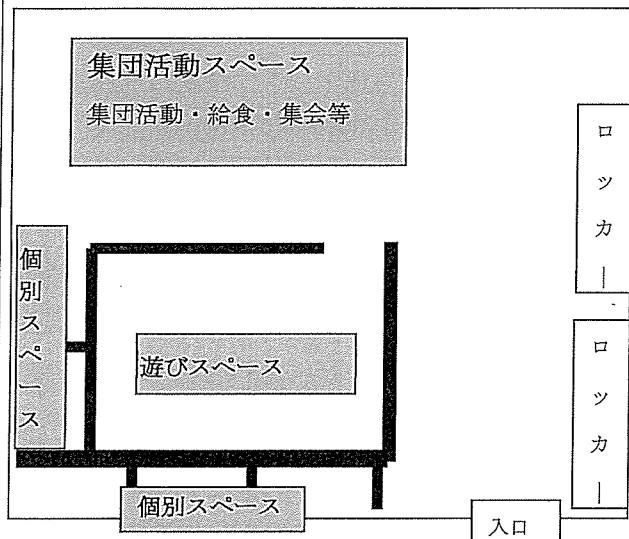
**(2) 通園プログラム（主な一日のながれ）**

【親子通園】活動	【単独通園】活動	【単独・併行通園】活動
10:00 登園・支度・排泄 自由あそび(室内)	10:00 登園・支度・排泄・着替え 10:40 クラス集会	10:30 登園・支度・自由遊び 10:50 クラス集会
10:30 クラス集会	11:00 クラス活動	11:00 クラス活動
10:45 クラス活動(運動・音楽・製作・教材・温水プールなど)	11:40 自由遊び * 給食準備	11:40 自由遊び * 給食準備
11:30 園庭あそび・排泄 (*給食準備)	12:00 昼食(給食) 13:10 自由遊び	12:15 昼食(給食) 13:00 自由遊び
12:00 昼食(給食)保護者介助 ※保護者は弁当(保護者プログラムで親子分離で過ごすことあり)	降園準備・排泄・着替え 13:40 クラス集会 13:45 降園 14:00 降園バス出発	降園準備 13:30 クラス集会 13:40 降園
13:10 クラス活動(自由あそび)・クラス集会 13:45 降園 14:00 降園バス出発		

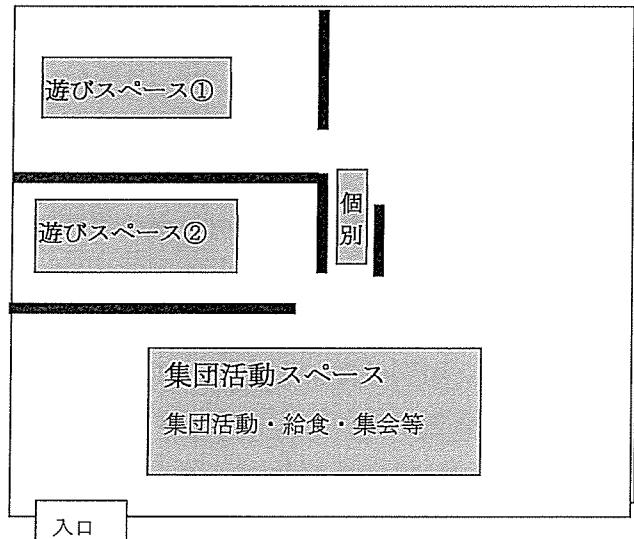
### (3) 指導室の設定

- 遊びスペースと集団活動スペースを設定。刺激を整理した場で、遊び、自立課題、着替え等に取り組めるように個別スペースも作っています。
- 親子通園はクラス活動と自由遊びの2部屋を使用。なお、自由遊びの時間は保護者の相談の場にもなっています。
- 身体を動かす場として親子通園は園庭、単独通園は集団指導室や中庭を使用しています。

【単独通園】ほしクラス（福祉型）



【単独通園】そらクラス（医療型）



## 2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

### (1) 通園施設の療育方針とその工夫

- 集団療育を基本とし、必要に応じて個別対応を取り入れ、子どもが理解できることが増え、保護者が子どもの支援方法が理解できるよう支援しています。
- 子どもの評価表を現場職員と共に改正し、職員が子どもを評価する視点を統一できるよう取り組んでいます。
- 子どもの適切な評価に向けて、研修や職員の自発的な取組み等を共有できる場を設けました。

### (2) 重点事項その他（通園形態別）

#### ① 親子通園

- 保護者が障害のある子どもへの理解を深めるための勉強会や、子どもへの関わりの工夫を、活動を通して具体的に知る支援をしています。
- 保護者同士のつながりができるように保護者だけで過ごす時間を作っています。

#### ② 単独週5日通園

- 環境を整えた部屋で繰り返し活動し、子どもが自ら理解し、行動（発信）できるようになることを支援します。
- 保護者支援では、子どもを知るための「録画懇談会」や、子どもに必要な支援の具体策を保護者自身が作る等の実践的なプログラムを行っています。
- 学校への移行支援は、就学先への申し送りや、年1回個別支援級教諭に通園の取組みの紹介をしています。

#### ③ 単独週1日併行通園

- 小集団でのルールやコミュニケーションを身につける取り組みをおこなっています。
- 就園先では取り組むことが難しい、環境設定や子どもに合わせた活動を実施することで子どもが「できた」経験を積み重ねることを重点取り組みとしています。
- 夏休みには、就園先の先生向けに研修会を開催し、支援の工夫を伝えています。

※本様式（A4判両面）1枚で作成してください。

事業実績調書（児童発達支援事業所の運営  
(発達障害児通所支援)）

センター名

中部地域療育センター

**1 児童発達支援事業所の運営（発達障害児通所支援）に関する令和4年度の取組の概要**

**（プログラム、指導室の設定、保護者支援等）について**

**（1）クラス体制・保育室の設定**

- ・1クラス6名を1日2クラス運営しています。
- ・保育は週4日開催し、週1日を巡回訪問や保護者勉強会に当てています。
- ・指導室は2部屋、運動プログラム用の部屋は1部屋となっています。
- ・指導室は、①遊びのスペース ②個別課題スペース ③机上での活動スペースと、目的別にパーテーションで区切っているほか、運動課題やルール活動など動きのある課題を行うフリースペースを設けています。

**（2）療育プログラム**

時 間	活 動	取り組み内容
10:00	朝のしたく 自由遊び 個別課題（自立課題／職員とのやりとり課題）	身支度、物の共有、友達とのやりとり 手指操作、リーシャルスキル、コミュニケーション課題等
10:30	朝の集まり	着席、注目、質疑応答、挨拶等
10:45	トイレ	排泄スキル、手洗い、身だしなみ
10:55	活動①（フリースペース 動きのある課題）	運動、ルール遊び、共同作業等
11:10	活動②（指導室 机上での課題）	制作、小グループ活動、一斉指示課題等
11:25	自由遊び 帰りの集まり	次回の確認
		～11:50

**（3）保護者支援**

- ・保護者が子どもの特性を理解し、日々の生活の中で支援を具体的に実践できることを目指します。
- ・そのために、勉強会や参観などを通じて特性理解の促進や共に考え合う機会を作っています。
- ・毎回、保育内容や目的を掲示し、保育後に子どもの様子を報告しています。連絡シートを常設するなど保護者からの相談や意見を文書などでも受けられるようにしています。
- ・就学に向けて、そのために必要な支援を保護者に理解していただけるよう心掛けています。
- ・勉強会（年1クラス8回 延べ40日）、参観・懇談会（年1クラス3回 延べ24日）、個別支援計画／個人面談（年1人3回）を行いました。

**（4）巡回訪問**

- ・就園先に年1回訪問し、集団での様子を観察しています。保育後には先生方とミーティングの時間を設け、情報交換や関わりの工夫について話し合います。園との連携を深め、子どもの状況や支援の方法を共有し、先生方への障害特性理解を促しています。
- ・訪問前には保護者から巡回訪問における要望を具体的に確認し、訪問後は保護者に子どもの状況や情報交換の内容を報告しています。

**2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について**

**（1）発達障害児通所（児童発達支援事業所）の位置づけ**

- ・知的に遅れがなく、集団活動や家庭生活で配慮を必要とする4.5歳児を対象とし、就学を意識した週1日の集団療育の提供し、就園先への訪問を通して地域支援を行っています。
- ・保護者が子どもの特性を把握し、就学後も対応するための支援（集団療育の経験が少ない方を優先）。

**（2）療育プログラム**

- ・学齢期以降の集団での適応行動を身につけ、自尊感情を育てることを目標としています。特に年長児が多いこともあり、就学を想定したプログラムを取り入れています。
- ・個別指導では、一人ひとりの指導目標をたて課題を提供します。集団活動では、他児との共同作業を通して自発的な対人/コミュニケーションスキルの向上を目指しています。

**1 地域支援（地域の関係機関への支援（学校支援を含む）、関係機関との連携）に関する令和4年度の取組の概要について****(1) 巡回訪問等による保育所、幼稚園への支援**

- ・保育所・幼稚園への巡回相談は主にソーシャルワーカーと地域支援室の心理士が実施しました。
- ・地域の保育所、幼稚園からの要望に応じ各園を訪問し、保育見学の上、ミーティングを行いました。園の先生方と配慮が必要なお子さんへの対応の工夫や環境面での配慮を考えます。対象児はセンター利用の有無には関係なく、特に限定はしていません。
- ・集団で実施実績は以下のとおりです。また、保育所・幼稚園を含めて他機関に対して、研修会開催や見学会を年間39回・述べ500人近い方へ開催しました。

保育所巡回訪問	幼稚園巡回訪問
実施園実数—88園	実施回数—156回

実施園実数—35園	実施回数—67回
-----------	----------

**(2) 学校支援事業**

- ・学校支援担当者（ソーシャルワーカー&心理士）によるコンサルテーション、研修時の講師を支援の基本として小学校への訪問を行いました。
- ・特別支援教育コーディネーター連絡会への参加や事業説明の訪問活動等も併せて行いました。
- ・毎年、校長会や児童専任の集まりに参加し、センターの事業の説明を行なっています。
- ・令和4年度は、3区内35校のうち27校（77%）へ実施しています。

実施実数	研修及びコンサルテーション	研修のみ	コンサルテーションのみ
27校	0回	1回	54回

**(3) 地域訓練会への支援**

- ・3区の訓練会それぞれを担当のソーシャルワーカーが受け持ち、連絡調整や巡回を行っています。
- ・令和4年度は3区合計で4回実施し、保護者向けの勉強会と協力者へのコンサルテーション・情報交換をしました。併せて必要に応じて入会希望者の見学対応も行いました。

**(4) 福祉保健センターとの連携**

- ・生後4ヶ月と1歳6ヶ月児健診後の療育相談の実施や親子教室へ職員が参加しています。
- ・区別の連絡会に加えて、相談支援及び個別の家庭支援・保育所における障害児保育に関しての連携を行ないました。

**(5) 児童相談所との連携**

- ・療育手帳取得での協働作業を行いました。
- ・虐待などの家庭問題に関しての連携を行いました。

**(6) 地域の通所事業所との連携**

- ・自立支援協議会等を通しての事例検討や研修会企画に参画し、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の資質向上に協力しました。
- ・同協議会の活動を通じての事業所の把握や相談支援事業を通しての計画相談関連の連携も進めています。

**(7) 自立支援協議会への参画**

- ・自立支援協議会代表者会や担当者部会（児童部会・相談支援部会・事業所部会）に参画し、地域の福祉支援の充実など関係機関との協力関係を深めました。

- ・中区における障がい児のためのマップ作成に参加協力し、完成まで至ることができました。

#### (8) その他関係機関との連携

- ・発達障害等の普及活動を含め、地域ボランティアや子育て支援者への講座を実施しました。
- ・各区主催の要保護児童地域対策協議会やケースカンファレンスへ参加しました。

### 2 これまでの取組の基本的な考え方、特に方針を置いてきた事項について

#### (1) 基本的な考え方

- ・障害のある子どもを取り巻く様々な機関の調整と連携を行い、支援が総合的かつ円滑に行われることが地域サービスの基本です。療育センターの主な役割は、子どもと保護者への直接支援だけではなく、子どもと関わる様々な人や機関と連携を図り、地域生活を援助することだと考えています。
- ・保育所・幼稚園・小学校のみならず、地域の子育て支援者や福祉サービス機関との連携を強く意識し、各種関係機会議にも積極的に参加しました。

#### (2) 保育所・幼稚園への支援

- ・巡回訪問として、中部センターを利用する子どもが通うエリアの保育所・幼稚園へ訪問し、地域での生活が充実するよう支援しています。
- ・訪問は、園から時期や回数を含め申込み制としています。園支援として中部センター利用者以外の子どもを含め、配慮が必要な子どもの保育を具体的に考えることを基本とし、併せてクラスや園全体を視野に入れてのコンサルテーションも行いました。
- ・療育が密に必要であっても家庭の事情で通所が困難なケースが増えています。そのような方へ保育所等訪問支援を提供し、所属する園での支援を行ないます。1人当たり年間3回、30人を対象に延べ90回、ソーシャルワーカーと心理士・訓練科職員がチームで取り組みました。

#### (3) 学校への支援

- ・学校支援事業として担当地域内小学校からの依頼により、一般級を中心に学校生活に不安や困り感のあるお子さんや課題を抱えた家族への支援を先生方とともに考え、お子さんたちの生活の質の向上を図りました。また、先生方への研修を通して発達特性の理解や児童理解の向上を目指しました。

#### (4) 福祉保健センターとの連携

- ・4ヶ月療育相談や1歳半療育相談に加え、日常的な連絡・情報交換を心掛け、特に保護者支援を念頭に、要保護家庭を中心に保健師との密な連携を目指しました。

#### (5) 児童相談所との連携

- ・不適切な養育を防ぐための支援を中部センター全体として考え、センター内に「不適切な養育防止委員会」を設け、明確な形で連携要請が行えるように体制を組んでいます。
- ・毎年1回センター職員へ虐待防止に関わる研修会を実施しています。

#### (6) 地域の関係機関との連携支援

- ・区単位で行われている通所事業所の連絡会に参画し、事業所間の相互理解促進に努めました。
- ・通所事業所を対象に研修会やグループワーク等の企画・運営を行ない、各事業所の連携促進を図りました。
- ・地域住民の方々に向けては、ボランティア講座や子育て支援者講座を行ない、分かりやすい内容を心掛け、発達障害等の普及啓発に努めました。

#### (7) その他

- ・外国に繋がる子ども達も増え、横浜市国際交流協会や多言語社会リソースかながわの協力を得て、通訳者の派遣など、外国語による支援対応も可能となるよう体制を組みました。

※本様式（A4判両面）1枚で作成してください。

**1 相談支援（相談業務）に関する令和4年度の取組の概要について****(1) インターク面接**

- ・受付から初診までの間の支援として、受付後短期間でソーシャルワーカーによるインターク面接を行いました。
- ・未就学児で保護者からの希望があつた方に実施しました。子どもや家庭状況の聞き取りだけではなく、保護者の不安や悩みを傾聴し、家庭で行なえる工夫・配慮点の具体的な助言、社会資源・地域支援の紹介、当センターの想定される支援等の情報を提供しました。

**(2) 療育待機児への支援**

- ・初診までの間や早期療育グループ入会までの待機期間の親子支援として、ひろば事業を開始しました。

(年 8 回、延べ 38 名の親子が参加)

**2 これまでの相談支援（相談業務）の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について****(1) 計画相談業務の取り組み**

- ・相談支援利用者の増加に伴い、利用者の負担軽減とセンターの事務作業効率化を図るため、区の受給者証発行業務に支障がない範囲で、申請記入項目を見直すなど工夫をしています。利用者の負担軽減と確実性を常に心掛け、事務効率化を検討しています。

**(2) 一次支援に向けての取り組み**

- ・試行的に実施した初診前の相談支援、ひろば事業、短期間療育グループは、体制上小規模な実施ではありましたが、本格始動を念頭に多職種での実施とし、支援内容をセンター全体で共有することを重視しました。

**(1) 計画相談**

- ・年間 187 件の計画相談、437 件のモニタリングを行ないました。当センター利用者以外の保育所等訪問支援の方にも、計画相談及びモニタリングを行なっています。
- ・地域の児童発達支援事業所と連携し、子どもの状況や支援内容の確認を行うなど計画立案やモニタリングの実施に役立てました。

**(2) 自立支援協議会参加**

- ・南区相談支援部会に毎回参加し、情報収集や事例検討・研修会など積極的に参加しました。

**4 これまでの障害児相談支援の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について****・ 地域の児童発達支援事業所との連携**

地域の児童発達支援事業所が増え、その利用者が年々増加していることから連携強化は不可欠であり、  
ア) 相談支援をしている事業所に対しては当センターの見学説明会を実施し、相互理解の促進に役立てて  
います。

イ) 個々のケース連絡だけではなく、関係者会議等への企画段階からの参加等を通して、地域の事業所職員との信頼関係が持てるよう心掛けました。

**1 これまでに実施してきた自主事業等の概要及びその基本的考え方について****(1) エビデンスに基づく「発達障害のメンタルヘルスサポート事業」**

2009 年度	「保護者のメンタルヘルスサポート事業」を開始しました
2014 年度	米国オハイオ州シンシナティ子ども病院で開発されたペアレンティングプログラムである CARE (Child Adult Relationship Enhancement) を導入しました 事業内容を改変：「①保護者への支援、②多職種の協働、③兄弟への支援、④本人への支援（視覚的情報提供と自己理解支援）、⑤外部機関の支援者を対象とした研修、⑥多機関連携（福祉保健センターや児童相談所等との連携）、⑦地域の医療機関への啓発」
2021 年度	米国 UCLA で開発された「JASPER プログラム」による早期個別指導を加えました
2022 年度	米国オハイオ州シンシナティ子ども病院で開発された心理治療である PCIT (Parent-Child Interaction Therapy, 親子相互交流療法) を加え、「横浜市小児科医会と連携」しました
現在	「家族への支援」と「児童への支援」という多角的視点で発展しています

**(2) 教育機関・親の会等から依頼された講演会・ワークショップ（所長）**

- ・地域での人材育成：外部組織および一般向け啓発研修（地域での人材育成）を所長が実施しています。

- 【教育機関】
- ・市立小学校での研修 (校内の教員対象、講演・事例検討ワークショップ)
  - ・県立養護学校での講演 (教員/保護者対象、約 100 名、WEB 配信)
  - ・横浜市立中学校にて講演 (保護者対象 1 回・教員対象 1 回)
  - ・特別支援教育コーディネーター研修 (教員対象、約 50~80 名、複数回)
  - ・学校保健会戸塚支部保健大会で講演 (保護者/教員/医師対象、年 1 回)

- 【支援機関】
- ・日本発達障害福祉連盟研修会で講演 (全国の支援者対象、約 80 名)
  - ・キッズライフラボ研修 (全国の保育士対象、約 150 名)
  - ・横浜市発達障害支援室で講演 (保護者対象、約 30 名)

- 【健診事業】
- ・多職種のための乳幼児健診研修会 (全国の支援者対象、約 100 名) 講演 3 回
  - ・乳幼児健診に関する講演 (全国の保健師対象、約 100 名) 毎年 1 回

- 【専門機関】
- ・C A R E ワークショップ (市内保護者対象 10 名、支援者対象約 30 名、各 1 回)
  - ・TEACCH 実践研究大会で事例検討 (全国の支援者対象、約 100 名)
  - ・医師会での講演 (医師対象、約 50 名) 2 回

- ・横浜市発達障害検討委員会、社会教育委員会、学齢後期支援事業委員会の委員を務めています。（所長）

**2 実施した自主事業等の効果、成果について****(1) エビデンスに基づく「発達障害のメンタルヘルスサポート事業」**

心理相談については、センター全体で導入する体制を整備し、学齢期の保護者相談も増える中で質の高い心理教育を実施して本人への自己認知支援を行っています。結果的に早期の個別的介入が可能となることで療育の質も向上し、利用者の不安軽減と子育てに対するレジリエンスが向上し、言語や対人スキルに改善がみられるなどの効果が確認されています。職員にも多角的視点で捉える意識が向上しております。

**(2) 教育機関・親の会等から依頼された講演会（所長）**

地域への啓発（知識と実践）が進み、多機関連携、横浜市の発達障害事業の発展に尽力しております。

## 収支実績調書

## 1 令和2年度から令和4年度までの収支状況

(円)

		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	備 考
収 入	市からの指定管理料	430,274,747	428,244,745	429,439,849	
	診療所収入	52,212,995	57,155,603	56,203,678	
	児童発達支援等収入	103,872,287	132,841,836	140,006,723	障害児相談支援、保育所等訪問支援の収入を含
	その他収入	23,885,808	2,609,363	5,408,885	コロナ関連補助金等含
	計	610,245,837	620,851,547	631,059,135	
支 出	人件費	449,708,777	456,142,560	455,038,916	
	事業費	5,858,946	8,475,962	9,221,423	
	管理費	108,479,278	106,045,076	114,246,655	
	事務費等	11,986,316	9,345,332	10,535,525	
	計	576,033,317	580,008,930	589,042,519	
	差 引 (剰余金)	34,212,520	40,842,617	42,016,616	

※上記の内容は、別紙の年度別内訳の内容に一致します。

## 2 経費節減に関する取組について

建物築年数が30年程となっており、計画改修が必須となる中、突発的な修繕も多く発生しております。修繕工事費は比較的高額となることが多いため重点的に節減対策を取っております。修繕必要箇所を一元管理し、工事種別ごとに一括発注することで工事費のトータルコストを節減しております。その他、各組織別に経費支出上限を設定し、月次進捗を管理する事で余計な支出を抑制、牽制する等様々な工夫により経費節減に努めております。

## 3 その他(補足説明等) ※記載は任意

※本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

## 収支実績調書年度別内訳(令和2年度)

(円)

		決算額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	430,274,747	
	診療所収入	52,212,995	
	児童発達支援等収入	103,872,287	
	その他収入	23,885,808	コロナ関連補助金含
	計	610,245,837	
支出	人件費	449,708,777	
	常勤職員人件費	412,638,241	
	非常勤医師人件費	20,877,413	
	産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費	6,192,523	
	その他の非常勤職員人件費	10,000,600	
	事業費	5,858,946	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	108,479,278	
	光熱水費、電話代、燃料費	14,536,390	
	建物、設備等保守点検委託費	21,530,406	
	建物、設備等修繕料	5,999,016	
	通園バス運行委託費、 給食調理委託費	58,463,878	
	その他物品リース料等	7,949,588	
	事務費等	11,986,316	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
計		576,033,317	
差引（剩余金）		34,212,520	実質収支0円程

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

## 収支実績調書年度別内訳(令和3年度)

(円)

		決算額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	428,244,745	
	診療所収入	57,155,603	
	児童発達支援等収入	132,841,836	
	その他収入	2,609,363	
	計	620,851,547	
支出	人件費	456,142,560	
	常勤職員人件費	420,269,063	
	非常勤医師人件費	20,056,628	
	産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費	6,764,986	
	その他の非常勤職員人件費	9,051,883	
	事業費	8,475,962	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	106,045,076	
	光熱水費、電話代、燃料費	15,060,096	
	建物、設備等保守点検委託費	23,347,729	
	建物、設備等修繕料	4,600,541	
	通園バス運行委託費、 給食調理委託費	56,448,942	
	その他物品リース料等	6,587,768	
	事務費等	9,345,332	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	580,008,930	
差引（剩余金）		40,842,617	実質収支5,000,000円程

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

## 収支実績調書年度別内訳(令和4年度)

(円)

		決算額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	429,439,849	
	診療所収入	56,203,678	
	児童発達支援等収入	140,006,723	
	その他収入	5,408,885	物価高騰対策補助金含
	計	631,059,135	
支出	人件費	455,038,916	
	常勤職員人件費	422,242,175	
	非常勤医師人件費	20,498,587	
	産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費	4,668,685	
	その他の非常勤職員人件費	7,629,469	
	事業費	9,221,423	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	114,246,655	
	光熱水費、電話代、燃料費	19,412,240	
	建物、設備等保守点検委託費	22,634,841	
	建物、設備等修繕料	7,916,227	
	通園バス運行委託費、 給食調理委託費	58,369,014	
	その他物品リース料等	5,914,333	
	事務費等	10,535,525	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	589,042,519	
差引（剩余金）		42,016,616	実質収支7,000,000程

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。